

## 20 災害復旧・復興関係

## 各種災害復興支援制度の概要

## 災害弔慰金

支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。</li> <li>●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給</li> <li>・その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給</li> </ul> </li> </ul>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。</li> <li>●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母</li> <li>・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</li> </ul> </li> </ul>
お問い合わせ	長野市福祉政策課

## 災害障害見舞金

支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</li> <li>●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給</li> <li>・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給</li> </ul> </li> </ul>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明した人</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃した人</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃した人</li> <li>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人</li> </ol> </li> <li>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</li> </ul>
お問い合わせ	長野市福祉政策課

## 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	貸付																					
支援の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
	貸付限度額		①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																			
			ア 当該負傷のみ	150万円																		
			イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																		
			ウ 住居の半壊	270万円																		
			エ 住居の全壊	350万円																		
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																						
ア 家財の3分の1以上の損害			150万円																			
イ 住居の半壊			170万円																			
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）			250万円																			
エ 住居の全体の滅失又は流失		350万円																				
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）																					
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																					
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																					
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <p>①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上</p> <p>②家財の1/3以上の損害</p> <p>③住居の半壊又は全壊・流出</p> <p>●所得制限があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>市町村民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害です。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。									
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																				
	1人	220万円																				
	2人	430万円																				
	3人	620万円																				
	4人	730万円																				
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																					
お問い合わせ	長野市福祉政策課																					

## 生活福祉資金制度による貸付

支援の種類	融資						
支援の内容	<p>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>●生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付があります。これらの貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>【福祉費】</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連立保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月以内</td> </tr> </table>	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連立保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	6か月以内
	貸付限度額	150万円（目安）					
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連立保証人を立てない場合：年1.5%					
	据置期間	6か月以内					

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	償還期間	7年以内（目安）
	<b>【緊急小口資金】</b>	
	貸付限度額	10万円
	貸付利率	無利子
	据置期間	2か月以内
	償還期間	8か月以内
	●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。	
活用できる方	●低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外	
お問い合わせ	社会福祉協議会	

母子父子寡婦福祉貸付金

支援の種類	融資
支援の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できます。
活用できる方	●母子及び父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）及び父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） ②母子父子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） ①寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
お問い合わせ	長野市子育て支援課

恩給担保貸付、厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

支援の種類	融資						
支援の内容	●恩給、共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円以内 (ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>住宅などの資金や事業資金</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>恩給証書又は年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構等にご確認ください。</p>	貸付限度額	250万円以内 (ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内)	対象経費	住宅などの資金や事業資金	保証人等	恩給証書又は年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	250万円以内 (ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内)						
対象経費	住宅などの資金や事業資金						
保証人等	恩給証書又は年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構等						

教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	長野県、災害救助法が適用された市町村

**小・中学生の就学援助措置**

支援の種類	給付
支援の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●要保護世帯、準要保護世帯(市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯)
お問い合わせ	長野県、長野市、学校

**高等学校授業料等減免措置**

支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	長野県、長野市、学校

**大学等授業料等減免措置**

支援の種類	減免
支援の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行います。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各大学等

**特別支援教育就学奨励費**

支援の種類	給付
支援の内容	●災害により、特別支援学校等への就学が困難になった児童生徒等の保護者等を対象に、学用品等購入費、通学費等を援助します。
活用できる方	●災害により就学等が困難となった児童生徒等の保護者等
お問い合わせ	長野県、長野市、学校

**緊急採用奨学金**

支援の種類	貸与
支援の内容	●災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、高等学校の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）

**児童扶養手当等の特別措置**

支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
対象となる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	長野市

地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	<p>●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。</p> <p>●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。</p> <p>●期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長されます。</p>
活用できる方	<p>●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。</p> <p>●地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なります。お住まいの都道府県、市町村にご相談、お問い合わせください。</p>
お問い合わせ	長野県、長野市（市民税課など）

国税の特別措置

支援の種類	延長、猶予、軽減
支援の内容	<p>●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。</p> <p>●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。</p> <p>●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。</p> <p>●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。</p> <p>●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。</p>
活用できる方	<p>●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。</p> <p>●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。</p> <p>●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失</p>

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	<p>を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。</p> <p>●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。</p> <p>●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減税法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。</p> <p>※詳しいことについては、最寄りの税務署にお尋ねください。</p>
お問い合わせ	税務署

葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	●遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行います。
対象となる方	●災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象です。また、死亡した者の遺族がない場合も対象です。
お問い合わせ	長野県、災害救助法が適用された市町村

国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等

支援の種類	減免、猶予	
支援の内容	●国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等について、特例措置が講じられます。	
	国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。
	健康保険料等の納期限の延長、納付の猶予及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料の納付の猶予を受けられる場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料の納期限の延長・減免及び利用者負担額の減免	介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられます。
	国民年金保険料の免除	国民年金保険料が免除される場合があります。
活用できる方	●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。	
お問い合わせ	長野市町村、健康保険組合、国民健康保険、日本年金機構年金事務所	

放送受信料の免除

支援の種類	免除
支援の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	<p>●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。</p> <p>●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。</p>
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	長野県、長野市、関係事業者

生活保護

支援の種類	給付															
支援の内容	<p>●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</p> <p>●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提となります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</p> <p>●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。</p> <p>●扶助の基準は、厚生労働大臣が設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>158,380円</td> <td>129,910円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>79,790円</td> <td>64,480円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>119,200円</td> <td>96,330円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>188,140円</td> <td>158,170円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（平成23年10月現在）</p>		東京都区部等	地方郡部等	標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380円	129,910円	高齢者単身世帯（68歳）	79,790円	64,480円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	119,200円	96,330円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140円	158,170円
	東京都区部等	地方郡部等														
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380円	129,910円														
高齢者単身世帯（68歳）	79,790円	64,480円														
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	119,200円	96,330円														
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140円	158,170円														
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。															
お問い合わせ	長野県、長野市															

未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	<p>●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。</p> <p>●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</p> <p>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</p>
活用できる方	<p>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。</p> <p>1 使用者が、</p> <p>(1) 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと</p> <p>(2) 1年以上事業活動を行っていたこと</p> <p>(3) ア 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと                      この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。</p>

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	<p>イ 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。</p> <p>2 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
お問い合わせ	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	<p>●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。</p> <p>●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。</p>
活用できる方	<p>●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。</p>
お問い合わせ	公共職業安定所

被災者生活再建支援制度

支援の種類	給付																											
支援の内容	<p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全壊等</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p>		住宅の被害程度					全壊等	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円		住宅の再建方法				建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	100万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																											
	全壊等	解体	長期避難	大規模半壊																								
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																								
	住宅の再建方法																											
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																									
支給額	100万円	100万円	50万円																									
対象となる自然災害	<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>4 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>※ 人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p>																											
活用できる方	<p>1 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続して</p>																											



資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	いる世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)
お問い合わせ	長野県、長野市

災害復興住宅融資（建設）

支援の種類	融資											
支援の内容	<p>●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要があります。</p> <p>●この融資は、融資の日から3年間（補修の場合は1年間）の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p>											
	(1) 建設の場合の融資限度額											
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> <th rowspan="2">特別加算額</th> </tr> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> </tr> <tr> <td>1,650万円</td> <td>970万円</td> <td>440万円</td> <td>510万円</td> </tr> </table>	基本融資額			特別加算額	建設資金	土地取得資金	整地資金	1,650万円	970万円	440万円	510万円
	基本融資額			特別加算額								
	建設資金	土地取得資金	整地資金									
	1,650万円	970万円	440万円	510万円								
	(2) 購入の場合の融資限度額											
	■新築住宅											
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>基本融資額（購入資金）</th> <th>特例加算額（購入資金）</th> </tr> <tr> <td>2,620万円</td> <td>510万円</td> </tr> </table>	基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）	2,620万円	510万円							
	基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）										
	2,620万円	510万円										
	■リ・ユース（中古）住宅											
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th></th> <th>基本融資額 （購入資金）</th> <th>特例加算額 （購入資金）</th> </tr> <tr> <td>リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション</td> <td>2,320万円</td> <td rowspan="2">510万円</td> </tr> <tr> <td>リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション</td> <td>2,620万円</td> </tr> </table>		基本融資額 （購入資金）	特例加算額 （購入資金）	リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	2,320万円	510万円	リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	2,620万円			
		基本融資額 （購入資金）	特例加算額 （購入資金）									
	リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	2,320万円	510万円									
リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	2,620万円											
■補修の場合の融資限度額												
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> </tr> <tr> <th>補修資金</th> <th>整地資金</th> <th>引方移転資金</th> </tr> <tr> <td>730万円</td> <td>440万円</td> <td>440万円</td> </tr> </table>	基本融資額			補修資金	整地資金	引方移転資金	730万円	440万円	440万円			
基本融資額												
補修資金	整地資金	引方移転資金										
730万円	440万円	440万円										
■返済期間												
建設・新築住宅購入の場合												
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造（一般）</td> <td>25年</td> </tr> </table>	耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）	35年	木造（一般）	25年								
耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）	35年											
木造（一般）	25年											
リ・ユース（中古住宅）購入の場合												
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション</td> <td>25年</td> </tr> </table>	リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	35年	リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	25年								
リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	35年											
リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	25年											
※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。												
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合											

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	は、対象となります。)
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構

住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	<p>●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <p>●支援の内容の概要は次のとおりです。</p> <p>① 返済金の払込みの据置：1～3年間</p> <p>② 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減</p> <p>③ 返済期間の延長：1～3年</p> <p>●支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p>
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。</p> <p>①融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方</p> <p>②債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方</p> <p>③商品、農作物その他の事業財産等又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方</p>
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関

母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

支援の種類	融資								
支援の内容	<p>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。</p> <p>●貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </table>	貸付限度額	200万円以内	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能	償還期間	7年
貸付限度額	200万円以内								
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%								
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能								
償還期間	7年								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ	長野市子育て支援課								

公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。</p> <p>●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。</p>
活用できる方	<p>●以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>① 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方</p> <p>② 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方</p>

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	<p>③ 入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円）</p> <p>●一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、同居親族要件、入居収入基準はありません。</p> <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。</p>
お問い合わせ	長野県、長野市

特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。</p>
活用できる方	<p>●以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）</p>
お問い合わせ	長野県、長野市

住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。</p> <p>●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。</p> <p>●修理限度額は1世帯あたり52万円（平成23年度基準）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。</p>
活用できる方	<p>●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>① 災害により住宅が半壊又は半焼した方</p> <p>② 応急仮設住宅等に入居していない方</p> <p>③ 自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、お住まいの市町村にご相談ください。</p>
お問い合わせ	長野県、災害救助法が適用された市町村

宅地防災工事資金融資

支援の種類	融資				
支援の内容	<p>●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。</p> <p>●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。</p> <table border="1" data-bbox="411 1861 1378 1939"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内</td> </tr> </table> <p>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</p>	融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額	償還期間	15年以内
融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額				
償還期間	15年以内				
活用できる方	<p>●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。</p>				

お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構
--------	----------------

## 地すべり等関連住宅融資

支援の種類	融資																																
支援の内容	<p>●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。</p> <p>●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>地すべり関連住宅</td> <td>地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td>土砂災害関連住宅</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> </table> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <p>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p> <p>(1) 移転又は建設資金の場合の融資限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本融資額</th> <th rowspan="2">特別加算額</th> </tr> <tr> <th>移転資金又は建設資金</th> <th>土地取得資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,650万円</td> <td>970万円</td> <td>510万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 購入の場合の融資限度額</p> <p>■新築新築</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本融資額（購入資金）</th> <th>特例加算額（購入資金）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,620万円</td> <td>510万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■リ・ユース（中古）住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本融資額（購入資金）</th> <th>特例加算額（購入資金）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション</td> <td>2,320万円</td> <td rowspan="2">510万円</td> </tr> <tr> <td>リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション</td> <td>2,620万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■返済期間</p> <p>建設・新築住宅購入の場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造（一般）</td> <td>25年</td> </tr> </tbody> </table> <p>リ・ユース（中古住宅）購入の場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション</td> <td>25年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</p>	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。	基本融資額		特別加算額	移転資金又は建設資金	土地取得資金	1,650万円	970万円	510万円	基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）	2,620万円	510万円		基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）	リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	2,320万円	510万円	リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	2,620万円	耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）	35年	木造（一般）	25年	リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	35年	リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	25年
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。																															
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。																															
	基本融資額		特別加算額																														
	移転資金又は建設資金	土地取得資金																															
	1,650万円	970万円	510万円																														
	基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）																															
	2,620万円	510万円																															
		基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）																														
	リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	2,320万円	510万円																														
リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	2,620万円																																
耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）	35年																																
木造（一般）	25年																																
リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	35年																																
リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	25年																																
活用できる方	●関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除																																

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構

農業災害資金

支援の種類	融資																																
支援の内容	<p>●天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図ります。</p> <p>●融資制度の内容は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">融資限度額</th> </tr> <tr> <th>①又は②のうちどちらか低い金額</th> <th>②万円</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">農業者</th> <th>果樹栽培者・家畜等飼養者</th> <th>①損失額の%</th> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> <tr> <th>一般農業者</th> <td>55</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>45</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p>●貸付利率、償還期限は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> <tr> <td>(ア) 被害農業者で、損失額が30%未満の者</td> <td>6.05%以内</td> <td>3～5年以内</td> </tr> <tr> <td>(ア) 被害農業者で、損失額が30%以上の者</td> <td>5.05%以内</td> <td>3～5年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 特別被害農業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </table>	区分		融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額	②万円	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	①損失額の%	個人	法人	一般農業者	55	500	2,500			45	200	2,000	資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農業者で、損失額が30%未満の者	6.05%以内	3～5年以内	(ア) 被害農業者で、損失額が30%以上の者	5.05%以内	3～5年以内	(イ) 特別被害農業者	3.0%以内	6年以内
	区分			融資限度額																													
			①又は②のうちどちらか低い金額	②万円																													
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	①損失額の%	個人	法人																												
		一般農業者	55	500	2,500																												
		45	200	2,000																													
資格者	貸付利率	償還期限																															
(ア) 被害農業者で、損失額が30%未満の者	6.05%以内	3～5年以内																															
(ア) 被害農業者で、損失額が30%以上の者	5.05%以内	3～5年以内																															
(イ) 特別被害農業者	3.0%以内	6年以内																															
活用できる方	<p>● 次の基準に該当する市町村長の認定を受けた方が対象です。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>(ア) 被害農業者</th> <th>(イ) 特別被害農業者</th> </tr> <tr> <td>1 減収量が30%以上損失率10%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上</td> </tr> </table>	(ア) 被害農業者	(イ) 特別被害農業者	1 減収量が30%以上損失率10%以上	左のうち損失額が50%以上																												
(ア) 被害農業者	(イ) 特別被害農業者																																
1 減収量が30%以上損失率10%以上	左のうち損失額が50%以上																																
お問い合わせ	長野市農業政策課																																

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業による資金貸付

支援の種類	融資
支援の内容	<p>●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。</li> <li>○ 農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○ 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○ 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○ 漁業基盤整備資金・漁業経営改善：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資します。</li> </ul> <p>●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>
活用できる方	●農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫

災害復旧貸付

支援の種類	融資
支援の内容	●災害により被害を受けた中小企業者に対して、事業の復旧のための資金を融資します。

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	<p>●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。</p> <p>●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>○ 国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備15年以内、運転10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>○ 中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>●株式会社商工組合中央金庫(危機対応業務)の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>●詳しくは、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額	償還期間	設備15年以内、運転10年以内(うち2年以内の据置可能)	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額												
償還期間	設備15年以内、運転10年以内(うち2年以内の据置可能)												
貸付限度額	1億5千万円以内												
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)												
貸付限度額	1億5千万円以内												
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)												
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等												
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫												

高度化事業(災害復旧貸付)

支援の種類	融資						
支援の内容	<p>●大規模な災害により、既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設等が被災し、当該施設の復旧を図る場合又は施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金を貸し付けます。</p> <p>●支援の内容は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内(うち3年以内の据置可能)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>●詳しくは都道府県にご確認ください。</p>	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内(うち3年以内の据置可能)	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内(うち3年以内の据置可能)						
貸付利率	無利子						
活用できる方	<p>●事業協同組合等であって、以下のいずれかに該当する場合は対象です。</p> <p>① 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設等が被災した場合</p> <p>② 施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合</p>						
お問い合わせ	長野県、独立行政法人中小企業基盤整備機構						

経営安定関連保証4号

支援の種類	借入債務に対する保証
支援の内容	●中小企業者の金融機関からの借入債務に対して、信用保証協会が保証を行います。
活用できる方	●災害等により中小企業者の事業活動に著しい被害が生じている地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であって、当該災害等によって経営の安定に支障が生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。
お問い合わせ	信用保証協会

災害関係保証

支援の種類	借入債務に対する保証
支援の内容	●中小企業者の金融機関からの借入債務に対して、信用保証協会が保証を行います。
活用できる方	●激甚災害法に基づき災害関係保証の適用を受けた地域内に事業所を有する

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	中小企業者等であって、市区町村等から、事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者等が対象です。
お問い合わせ	信用保証協会

職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	<p>●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付などを支給します。</p> <p>●事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日）です。</p> <p>●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。</p>
活用できる方	<p>●職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。</p> <p>イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</p> <p>ロ 指導員としての適当な従業員がいること</p> <p>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</p> <p>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</p> <p>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</p>
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

災害公営住宅の整備

制度の内容	<p>●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。</p> <p>●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。</p>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	長野県、長野市

既設公営住宅等の復旧

制度の内容	<p>●災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。</p> <p>① 公営住宅等が滅失した場合の再建</p> <p>② 公営住宅等が損傷した場合の補修</p> <p>③ 公営住宅等を再建するための宅地の復旧</p> <p>●既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。</p>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	長野県、長野市

市街地再開発事業

制度の内容	<p>●市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。</p> <p>●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生</p>
-------	---

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	<p>み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。</p> <p>●社会資本整備総合交付金により、基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっており、国費率は1/2又は1/3です。</p>
実施主体	●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	長野県、長野市

都市防災総合推進事業

制度の内容	<p>●密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図る事業です。</p> <p>●避難地・避難路の整備、耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の防災まちづくり施設の整備などが交付対象となっています。</p> <p>●激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューもあります。</p> <p>●国費率は1/2又は1/3です。</p>
実施主体	●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	長野県、長野市

土地区画整理事業

制度の内容	<p>●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。</p> <p>●社会資本整備総合交付金により、調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費、地区外関連工事費などが助成対象となっており、国費率は基本的に1/2です。</p>
実施主体	●個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	長野県、長野市

街なみ環境整備事業

制度の内容	<p>●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。</p> <p>●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。</p>
実施主体	●地方公共団体、土地所有者等
お問い合わせ	長野県、長野市

住宅市街地基盤整備事業

制度の内容	<p>●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。</p> <p>●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象と</p>
-------	--



資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	なっています。
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	長野県、長野市

住宅市街地総合整備事業

制度の内容	●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	長野県、長野市

住宅地区改良事業

制度の内容	●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	長野県、長野市

小規模住宅地区等改良事業

制度の内容	●不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	長野県、長野市

優良建築物等整備事業

制度の内容	●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」の3つのタイプがあります。 ●マンション再建に活用できます。
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	長野県、長野市

防災集団移転促進事業

制度の内容	●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 ●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の農地等の買い取り、移転者の住
-------	---

資料 20-1 各種災害復興支援制度の概要

	居の移転費用などが補助対象となっております。 ●住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。
実施主体	●市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	長野県、長野市

がけ地近接等危険住宅移転事業

制度の内容	●がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1／2です。
実施主体	●市町村（原則として）
お問い合わせ	長野県、長野市

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

制度の内容	●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地で激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち、がけ地の高さが5 m以上、人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1／2です。
実施主体	●市町村
お問い合わせ	長野県、長野市

## 災害弔慰金等補助及び災害援護資金貸付要綱

(昭和59年6月25日付59消第236号)

## 第1章 総則

(要旨)

第1 この要綱は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びにこの要綱の規定に基づき条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給又は災害援護資金の貸付けを行う場合に、県がその所要額について補助又は貸付けを行うことに関し必要な事項を定めるものとし、補助金の交付については長野県補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 遺族法第3条第2項に規定する遺族をいう。

## 第2章 災害弔慰金等の補助

(県の補助)

第3 県は、次の各号の一に該当する市町村（以下「補助対象市町村」という。）が行う災害弔慰金等支給事業に対し第5に掲げる金額を補助する。

- (1) 法第3条第1項の規定により、令第1条第1項に規定する災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行う市町村。
- (2) 法第8条第1項の規定により、令第1条第1項に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行う市町村。

(補助対象基準額)

第4 補助対象市町村が行う災害弔慰金等支給事業に対し、県が補助する場合の補助対象基準額は、次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
災害弔慰金	ア死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合500万円 イその他の場合250万円	市町村条例に基づく災害弔慰金
災害障害見舞金	ア障害者とその世帯の生計を主とし維持していた場合250万円 イその他の場合125万円	市町村条例に基づく災害障害見舞金

(補助額)

第5 補助対象市町村が行う災害弔慰金等支給事業に対する県の補助額は、補助対象基準額に4分の3を乗じて得た額とする。

(死亡の推定及び支給の制限)

第6 第3の規定により県が補助する場合における死亡の推定又は支給の制限については、それぞれ法第4条及び法第5条の規定によるものとする。

(交付申請)

**第7** 補助対象市町村が交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、これに関係書類を添えて毎年度1月20日までに正副3部(管轄地方事務所を經由して、県用正本1部、副本1部、地方事務所用1部とする。以下同じ。)を知事に提出すること。ただし、別に指示した場合はこの限りでない。

(交付の条件)

**第8** この補助金の交付の決定には、規則第5条の規定により次の条件が付されるものであること。

- (1) 災害弔慰金等支給事業を中止し、又は廃止する場合は、それぞれ災害弔慰金等支給事業中止(廃止)承認申請書(様式第2号)、災害弔慰金等支給事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を正副3部知事に提出し承認を受けなければならない。
- (2) この補助金と災害弔慰金等支給事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした災害弔慰金等補助金調書(様式第4号)を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(変更交付申請)

**第9** 補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、第7に定める申請手続に従いすみやかに変更申請書を提出すること。

(実績報告書)

**第10** 規則第12条により、補助対象市町村長は、災害弔慰金等支給事業実績報告書(様式第5号)を作成し、これに関係書類を添えて当該年度の3月31日までに正副3部を知事に提出すること。

### 第3章 災害援護資金の貸付け

(県の貸付け)

**第11** 県は法第10条第1項の規定により、令第3条に規定する災害により被害を受けた世帯の世帯主(以下「被災世帯主」という。)に災害援護資金を貸付ける市町村(以下「貸付対象市町村」という。)の災害援護資金貸付事業に対し、それに要する費用(以下「県費貸付金」という。)を、次の表に定める1世帯当たりの限度額を限度として貸し付ける。

区分	被害の態様	限度額
世帯主が1か月以上負傷をした場合	ア他の被害がない場合	150万円
	イ家財の3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	ウ住居が半壊した場合	270万円 特別の事情がある場合は350万円
	エ住居が全壊した場合	350万円
世帯主が負傷しない場合	ア家財の3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	イ住居が半壊した場合	170万円 特別の事情がある場合は250万円
	ウ住居が全壊した場合	250万円 特別の事情がある場合は350万円
	エ住居の全体が滅失した場合	350万円

2 県費貸付金の額は、次に掲げるものと比較して少ない方の額とする。

ア 貸付対象市町村が令第4条に規定する所得の算定方法に基づいて算定した年間所得が令第5条に規定する額に満たない世帯の世帯主に対し、1の表の限度額をもって算出し

た額の合計値。

イ 貸付対象市町村の実質貸付額（ただし、1世帯当たりの限度額以内とする。）

（貸付申請）

**第12** 貸付対象市町村が県費貸付金の貸付けを受けようとするときは、災害援護資金の貸付申請書（様式第6号）を作成し、11月30日までに正副3部を知事に提出すること。ただし、別に指示した場合はこの限りでない。

（変更貸付申請）

**第13** 貸付対象市町村が貸付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加貸付申請等を行う場合は、第12に定める申請手続に従い毎年度2月10日までに行うものとする。

（借用証書）

**第14** 県は、貸付額の決定を行った後において県費貸付金の貸付けを行う。この場合において当該市町村は借用証書（様式第7号）を県に提出しなければならない。

（貸付利率）

**第15** 県費貸付金の貸付利率は、延滞の場合を除き無利子とすること。

（償還期間等）

**第16** 償還期間は、県費貸付金を受け入れた日の翌日から起算して11年間とすること。

（償還方法）

**第17** 県費貸付金の貸付けを受けた市町村（以下「借受市町村」という。）は毎年度4月1日から9月30日までの間に被災者から償還のあった金額については、当該年度の3月15日までに、毎年度10月1日から3月31日までに償還された金額については、翌年度の9月15日までに、それぞれ期間ごとにまとめて県に償還するものとする。

（延滞金）

**第18** 借受市町村は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として償還未済金につき、納付期限の翌日から履行する日までの期間に応じ年5パーセントの割合で計算した金額を県に納付しなければならない。

（一時償還）

**第19** 県は借受市町村が法令又は要綱の規定に違反した場合には第17の規定にかかわらず県費貸付金の全部又は一部について一時償還を命ずることができるものとする。

2 借受市町村は、前項の一時償還を命ぜられたときは、県費貸付金の貸付けの日の翌日から履行する日までの期間に応じ、一時償還を命ぜられた額に対し年5パーセントの割合で計算した金額を県に納付しなければならない。

（繰上償還）

**第20** 借受市町村は、県費貸付金の全部又は一部を償還期限到来前に繰上げ償還しようとするときは、あらかじめ県の承諾を得なければならない。

（償還免除）

**第21** 県は、借受市町村が法第13条第1項の規定により借受人に対し災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対しその免除した金額に相当する額の県費貸付金の償還を免除するものとし、この場合において当該市町村は、借受人に対し償還免除を行った旨を速やかに県に報告しなければならない。

(貸付状況に関する調査等)

**第22** 県は必要があるときは、借受市町村に対して貸付事務又は貸付金の状況に関し質問し、帳簿書類を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(貸付事業報告)

**第23** 借受市町村長は、県費貸付金貸付事業報告（様式第8号）により翌年度6月10日までに正副3部を知事に提出すること。

## 長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 5 日  
長野市条例第 59 号

改正	昭和 50 年 6 月 25 日条例第 38 号	昭和 52 年 3 月 30 日条例第 13 号
	昭和 53 年 9 月 30 日条例第 44 号	昭和 56 年 12 月 26 日条例第 63 号
	昭和 57 年 12 月 25 日条例第 80 号	昭和 62 年 6 月 30 日条例第 41 号
	平成 9 年 9 月 30 日条例第 48 号	平成 16 年 12 月 28 日条例第 88 号
	平成 21 年 12 月 28 日条例第 86 号	平成 23 年 12 月 20 日条例第 35 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にすること。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とすること。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までの規定により災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関して遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その者（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合  
ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家



### 資料 20-3 長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

- 財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円  
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円  
ウ 住居が半壊した場合 270 万円  
エ 住居が全壊した場合 350 万円  
(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合  
ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円  
イ 住居が半壊した場合 170 万円  
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）250 万円  
エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円  
(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、災害を受けた住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さなければならない場合等特別な事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。  
2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。  
3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)  
2 信州新町及び中条村の編入の日前に信州新町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年信州新町条例第 6 号）又は中条村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年中条村条例第 16 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和 50 年 6 月 25 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 23 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 13 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行し、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和 53 年 9 月 30 日条例第 44 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 56 年 12 月 26 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第 10 条

### 資料 20-3 長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月25日条例第80号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年6月30日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成9年9月30日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第88号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（豊野町の編入に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年豊野町条例第50号）の規定により貸し付けた災害援護資金は、改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の規定により貸し付けたものとみなす。

附 則（平成21年12月28日条例第86号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

## 長野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 5 日  
長野市規則第 34 号

改正 昭和 57 年 12 月 25 日規則第 36 号 平成元年 1 月 9 日規則第 1 号

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年長野市条例第 59 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

### 第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第 2 号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金用途についての計画
  - (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調 査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

- 第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

- 第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

- 第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

(補 則)

- 第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 12 月 25 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成元年 1 月 9 日規則第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する様式等の用紙等は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。